学 則

商号又は名称	株式会社ベネッセスタイルケア
研修事業の名称	ベネッセ介護職員初任者研修愛知県通信コース
研修コース	4月【火・木】コース
研修の実施期間	令和7年4月22日~令和7年7月3日
修了証明書交付	令和7年7月13日
予定年月日	
研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修
研修課程及び	介護職員初任者研修課程
学習形式	通信形式
募集時期	令和7年2月1日~令和7年4月15日
開講の目的	高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した良質の「介護サービ
	ス」の提供を実現するために、必要な知識と技能を有する介護職員
	の養成を図ることを目的とする。
実施場所	〒460−0008
	名古屋市中区栄 3-13-20 栄センタービル 5 階
実習施設	$\left(\begin{array}{c} 1 \end{array}\right)$ 実施しない
	2 実施する (実習施設一覧表(別添2-7)を参照。)
講師氏名及び職名	「講師一覧」を参照。
使用テキスト	㈱日本医療企画『介護職員初任者研修課程テキスト』 2021 年第 5 版発行
研修カリキュラム	介護職員初任者研修課程カリキュラム表 参照
受講資格	受講対象者 ・愛知県および近県在住、在勤等でスクーリングに参加可能な方。 ・介護職員として介護サービスに従事しようとする方、または従事している方。 ・ご家族の為に、研修を必要とされる方。 ・株式会社ベネッセスタイルケアに就業予定で、研修を必要とする方。 ・日本語の読み書き、聞き取りに問題なく授業を受けられる方(テキスト、授業、筆記試験は日本語) ・16歳以上で、講義(演習を含む)全ての過程を自分ひとりの力で受講・遂行することが可能な方(ただし、母性保護のため、妊娠しているものは除く)
受講定員	20 人

	LH 11 - HA)
広告の方法	・一般公募する。 当該研修事業に係る県知事の指定後、募集を開始し、自社ホーム
	ページに募集広告を掲載する。
	・受講希望者に受講案内を送付する。
	・自社ホームページもしくはフリーダイヤルにアクセスして申し
体却眼ニの七汁	込んで頂き手続きを行う。
情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。
	ホームページアドレス: http://shikaku.benesse-style-care.co.jp/about/
受講手続き及び	(1) 「介護職員初任者研修受講申込書」もしくはホームページか
本人確認の方法	ら必要事項を記入のうえ、各コース期日までに申込む。ただし、定
(応募者多数の場	員に達した時点で申込み受付は終了する。
合の対応方法を	(2) 応募者多数の場合は申込手続きの先着順とする。
含む)	
	本人確認の方法 1:戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票
	2:住民基本台帳カード 3:在留カード等 4: 資格確認書(確認
	日において有効な健康保険証を含む)
	5:運転免許証 6:パスポート 7:年金手帳 8:マイナンバー
	カード表面
	9:運転免許以外の国家資格を有する者については、その免許証又は
	登録証。1~9のいずれかを初回受講時に持参を求める場合がある。
受講料及び受講料	55,000円 (テキスト代、消費税含む)
支払方法	銀行振込・クレジットカード
	VISA・Master・JCB(一括前払もしくは2回払)
	AMEX・Diners(一括前払のみ)
	●銀行振込
	「契約内容確認書」到着後、10日以内に受講料をお支払いください。
	(開講日まで 2 週間を切っている場合は、開講日の 3 日前までにお
	支払いください。)
	●クレジットカード
	web お申し込み画面内で、お申し込み時にお手続きください。

解約条件及び返金の有無

受講者からの解約は次のとおりとする。

- (1) 受講料のお支払い書類を受領した日から起算して 8 日間を経過する日までは、キャンセルをする旨を書面にて当社に連絡することにより、無条件で契約を解約することができる。
- (2) (1) の期間後、解約の希望がある場合は受講者本人より当社にその旨を電話にて連絡する。
- ・受講開始前キャンセル:キャンセル料なし全額返金。返金振込手数料は受講生(申込者)負担とする。
- ・受講開始後キャンセル:返金を行わない。
- ※「受講開始」とは、1日目 スクーリング初日 (開講日)」を示す。
- (3) 応募者が定員に対し少ない場合は、開講を中止する場合がある。振込手数料を弊社負担とし納入された受講料全額を返金する。ただし、当社開催の別講座を受講する場合は、その受講料へ充当することも認める。

受講者の個人情報 の取扱

個人情報保護規程策定の有無(有・無)

(1)お預かりした個人情報は、お申し込みいただいた資料送付、本講座に関するご案内、本講座の受講に関連する諸業務のほか、弊社およびその関連会社の事業における人財募集に関するご案内、研修、セミナー、資格講座などのご案内の送付等、およびサービスや業務の維持・改善のための基礎資料に利用することがあります。

なお、修了者名簿は介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規 定により県に提出します。

(2)個人情報の開示・訂正・利用停止等をご希望の場合には、下記「資格講座受付窓口」までご連絡ください。私どもはお預かりした個人情報を大切にお取り扱いさせていただきます。

資格講座受付窓口 フリーダイヤル 0120-922-711 (受付時間 10:00~18:30、土・日・祝含む) ※年末年始を除く

研修修了者名簿の 提出・管理

修了者名簿は介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定により 県に提出し、管理される。なお、株式会社ベネッセスタイルケアに おいても永年保管する。 研修修了の認定方 認定方法:修了を認定した者には修了証明書を交付する。 法 研修の修了年限:8カ月 評価不合格及び欠席時の取り扱い:再評価を行う 修了評価方法は以下の通りとする。 1. 初任者研修科目「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」 では、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習 得状況を確認した上で、適切に評価をする。 2. 全科目の研修修了後、1時間の筆記試験による修了評価を実施す る。筆記試験の問題は福祉制度等の改正、社会情勢の変化、介護理 論及び技術等の進展に則し、適宜改訂する。 3.1及び2の評価基準は、次のとおり、理解度の高い順にA・B・ C・Dの4区分とし、C以上で評価基準を満たしたものと認定する。 認定基準(100点を満点評価とする) A = 90点以上、 $B = 80 \sim 89$ 点以上、 $C = 70 \sim 79$ 点、 D=70点未満 補講の方法及び 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる 取扱 者については、補講を行うことにより当該科目を履修したものとみ なす。 ・受講中に別コースがある場合 別コースの当該科目の授業を受講する。 ・受講中に別コースがない場合 原則、個別対応で実施する 補講の上限は総時間数の1割までとする。 なお、いずれの場合も補講にかかる受講料については無料とする。 科目免除の取扱 科目免除は行わない。 受講中の事故等に 受講中に生じた事故については講師にて緊急対応し、必要に応じて 研修責任者が対応する。また、家族や関係機関等に連絡を行うとと ついての対応 もに、病院受診等の必要な措置を講じる。なお、研修期間中におけ る受講生の事故(ケガ)及び実習先における第三者への物損・人身 事故は傷害、賠償責任保険にて対応する。(研修機関や受講生が法律 上の賠償責任を負う場合に限る)通学方法は、公共交通機関又は徒 歩に限る。これ以外の方法での通学の際の事故等については責任を 負わない。 研修責任者名、 氏名:上原 えり子 所属名及び役職 所属名:(株) ベネッセスタイルケア 役職:介護学修推進部 部長 課程編成責任者名、 氏名:細江 茂彦 所属名:(株)ベネッセスタイルケア 所属名及び役職 役職:東海エリア事業本部 介護セミナー 担当者

研修の延期・中止等 | 氏名:細江 茂彦

の不慮の事態にお

所属名:(株)ベネッセスタイルケア

ける養成研修の継

役職:東海エリア事業本部 介護セミナー 担当者

続および苦情等相

連絡先:052-253-9670

談担当者名、所属 名、役職及び連絡先

研修事務担当者名、

氏名:細江 茂彦

所属名及び連絡先

所属名:(株)ベネッセスタイルケア

役職:東海エリア事業本部 介護セミナー 担当者

連絡先:052-253-9670

情報開示責任者名、

所属名、役職及び

氏名:細江 茂彦

所属名:(株) ベネッセスタイルケア

役職:東海エリア事業本部 介護セミナー 担当者

連絡先

連絡先:052-253-9670

修了証明書を 亡失・き損した場合 の取扱い

修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発 行を行う。再発行については、初回の再発行に限り、再発行手数 料および送料無料。2回目以降は1サイズ・1通につき、1,000円(税 別・送料込。振込手数料は修了者負担)とする。

その他研修受講に 係る重要事項

・受講の取り消し及び除籍について

次に該当する者は、受講の取消し若しくは除籍とすることができる。 受講料の返金は原則行わない。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- (3) 受講者自ら受講継続の意思の無いことを申し出た者
- (4) 愛知県介護職員初任者研修実施要綱で規定する履修期間(8 ヶ月以内)。
- (5) 受講料のお支払い期日までに受講料の支払いがなく、今後も 支払い意思または支払い能力がないと判断される者

ただし、(1)と(2)に関しては、双方(受講者と当社)の意思 を確認の上決定する。

遅刻について

理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合に は欠席とする。やむを得ず欠席をする場合には、必ず電話等により 届け出ることとする。